



～ 前号よりの続き～

商法の会社法制の大改正の概要をQ & A方式でご案内致します。

**Q 9 . 最低資本金制度の撤廃以外にも株式の設立が容易になると聞きましたが、
どのような点ですか？**

発起人が設立時に発行する全ての株式を引き受ける発起設立の場合には、銀行の払込金保管証明書が不要になり、単に残高証明書で足りることになります。新会社法では、設立時の定款には、設立時に出資すべき下限を定めれば足り、当該下限を超える払込があれば有効に会社を設立できるようになります。

Q 1 0 .ベンチャー企業の創業を促進するために新たな事業体が認められることになったそうですが、それぞれの内容を教えてください。

新会社法で合同会社と有限責任事業組合が認められることになります。合同会社も有限責任事業組合も、配当や議決権などを出資額等にかかわらず自由に決めることができます。これにより、資金力のない技術者や事業者が大企業と組んで共同事業を行うことが可能になります。また、どんなに大規模になったとしても会計監査や決算公告が強制されないなどのメリットもあります。合同会社と有限責任事業組合は多くの点で共通していますが、当然ながら違いもあります。

<合同会社と有限責任事業組合の共通点>

配当や議決権などの内部的規律が自由である点、出資者が業務執行権を有する点は、両社とも同じです。

また、両社とも法人が業務執行権限を有する社員になることができます。

他方で、対外的には出資者は会社債権者らに対して直接責任を負わないなど株式会社と同様の性質も有しております。

(裏面へ続く)

<合同会社と有限責任事業組合の違い>

(1) 税金の違い

合同会社は出資者は出資額だけの、有限責任であるとともに、オーナーが会社を
経営するシステムであります。

そして定款で内部組織や利益配分を自由に決められる、ということになっていま
す。合同会社は法人税の課税がありますが、有限責任事業組合は法人税の課税は
無く、分配を受ける出資者（個人・法人）が税金を納めるというもので、この点
が合同会社と異なります。

(2) 組織変更について

合同会社は当初から法人格であることから、株式会社などのほかの組織に変更す
ることは容易です。しかしながら、有限責任事業組合はこのような組織変更を直
接行うことはできません。

(3) 業務執行者

合同会社は、定款などで、業務執行権限を一部の出資者に限定することは可能で
す。これに対して有限責任事業組合ではこのようなことはできません。

(4) 社債の発行

合同会社では社債を発行することができますが、有限責任事業組合では社債を発
行することはできません。